(2)　主務大臣は、貯留開始貯留事業者が(1)の応急の措置を講じていないと認めるときは、当該貯留開始貯留事業者に対し、(1)の応急の措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第四八条第二項関係）

(九)　定期の報告

貯留事業者は、認可貯留事業実施計画の実施状況（(五)の(1)の監視の結果を除く。）を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第四九条関係）

(一〇)　特定貯留事業約款

(1)　特定貯留事業者（他の者の委託を受けて行う貯留事業であって、他の者の活動に伴って排出された二酸化炭素に係るもの（以下「特定貯留事業」という。）を行う貯留事業者をいう。以下同じ。）は、特定貯留事業に係る料金その他の条件について、特定貯留事業約款を定め、経済産業大臣に届け出なければならないこととした。これを変更しようとするときも、同様とすることとした。（第五〇条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、特定貯留事業約款が次のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定貯留事業者に対し、相当の期限を定め、その特定貯留事業約款を変更すべきことを命ずることができることとした。

イ　(1)の届出に係る特定貯留事業約款により二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

ロ　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ハ　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。（第五〇条第三項関係）

(3)　経済産業大臣は、特定貯留事業者が正当な理由なく特定貯留事業約款による二酸化炭素の貯蔵の役務の提供を拒んだときは、当該特定貯留事業者に対し、当該役務の提供を行うべきことを命ずることができることとした。（第五〇条第五項関係）

(一一)　禁止行為等

特定貯留事業者は、その特定貯留事業の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならないこと等とした。（第五一条関係）

(一二)　業務改善命令

経済産業大臣は、貯留事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、貯留事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第五二条関係）

(一三)　貯留開始貯留事業の廃止の許可等

(1)　貯留開始貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業を廃止しようとするときは、閉鎖措置（当該許可貯留区域に係る貯留事業場についての坑口の閉塞その他の主務省令で定める措置をいう。以下同じ。）を講じなければならないこととした。（第五三条第一項関係）

(2)　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置を講じようとするときは、あらかじめ、閉鎖措置に関する計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならないこととした。（第五三条第二項関係）

(3)　貯留開始貯留事業者は、閉鎖措置が終了したときは、その結果が主務省令で定める基準に適合していることについて、主務大臣の確認を受けなければならないこととした。（第五三条第四項関係）

(4)　(3)の確認を受けた貯留開始貯留事業者は、当該閉鎖措置に係る許可貯留区域内の貯留層への二酸化炭素の注入を最後に行った日から起算して当該貯留層に貯蔵された二酸化炭素の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として主務省令で定める期間を経過する日以後、当該閉鎖措置に係る貯留開始貯留事業の廃止について、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならないこととした。（第五三条第五項関係）

(5)　経済産業大臣は、(4)の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、(4)の許可をしてはならないこととした。

イ　廃止しようとする貯留開始貯留事業に係る許可貯留区域内の貯留層における二酸化炭素の貯蔵の状況が安定しており、かつ、その状況が将来にわたって継続することが見込まれること。

ロ　機構に(七)の(1)の拠出金が納付されていること。

ハ　貯留開始貯留事業の廃止後、機構が(四)の(1)の通知貯留区域管理業務を円滑かつ着実に実施するために必要な事務の引継ぎその他の経済産業省令で定める措置が適切に実施されていると認められること。（第五三条第八項関係）

(6)　経済産業大臣は、(4)の許可（海域の貯留層における貯留開始貯留事業に係るものに限る。）をしようとするときは、その申請が(5)のイに掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないこととした。（第五三条第九項関係）

(7)　経済産業大臣は、(4)の許可をしようとするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならないこととした。（第五三条第一〇項関係）

(8)　経済産業大臣は、(4)の許可をしたときは、直ちに、その旨、当該許可に係る許可貯留区域その他経済産業省令で定める事項を機構に通知しなければならないこととした。（第五三条第一一項関係）

(9)　経済産業大臣は、(4)の許可をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならないこととした。

イ　(4)の許可を受けた貯留開始貯留事業に係る貯留権が機構に移転する旨

ロ　通知貯留区域（(8)の通知に係る許可貯留区域をいう。以下同じ。）（第五三条第一二項関係）

(一四)　機構が行う通知貯留区域の管理の業務

(1)　機構は、通知貯留区域内の貯留層における二酸化炭素が安定的に貯蔵されていることを確認するために必要な事項として主務省令で定めるものの監視その他通知貯留区域の管理の業務（以下「通知貯留区域管理業務」という。）を行うこととした。（第五四条第一項関係）

(2)　機構は、(1)の監視の結果を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第五四条第二項関係）

(3)　2の(二)の(1)は、機構が行う通知貯留区域管理業務については、適用しないこととした。（第五四条第三項関係）

(一五)　貯留権の移転等

(1)　(三)の(9)の告示があったときは、3の(一〇)の(3)にかかわらず、当該告示に係る貯留権は機構に移転し、当該告示に係る通知貯留区域に係る土地に関するその他の権利は、機構が当該通知貯留区域において行う通知貯留区域管理業務を妨げ、又は通知貯留区域管理業務に支障を及ぼす限度においてその行使を制限されることとした。（第五五条第一項関係）

(2)　機構は、(1)により移転した貯留権を放棄することができないこととした。（第五五条第二項関係）

(一六)　漏えい時の措置

機構は、通知貯留区域内の貯留層に貯蔵された二酸化炭素の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、二酸化炭素の漏えいの防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その漏えいの状況及び講じた措置の概要を主務大臣に報告しなければならないこととした。（第五六条関係）

(一七)　貯留開始貯留事業以外の貯留事業の廃止の届出等

(1)　貯留事業者は、一の許可貯留区域における貯留開始貯留事業以外の貯留事業を廃止したときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第五七条第一項関係）

(2)　経済産業大臣は、(1)の届出があったときは、遅滞なく、その旨及び当該届出をした貯留事業者の氏名又は名称、当該届出に係る貯留事業に係る貯留権が消滅する旨、当該届出に係る貯留事業に係る許可貯留区域等を告示しなければならないこととした。（第五七条第二項関係）

(3)　(2)の告示があったときは、当該告示に係る貯留権は、消滅することとした。（第五七条第三項関係）